



目次

1. 政府の2015～17年の歳入についての法案
2. 2015年1月からの社会保険料の引上法案について
3. 労働許可証取得に要請されるロシア語試験の状況
4. 日系クライアント向けセミナーご案内

1. 政府の2015～17年の歳入についての法案

ロシア政府は、2015～17年の歳入計画に関する法案を9月末に下院に提出しました。その法案では、税収を増やすために、次の税法改正が提案されています。

- ▶ ロシアの居住者が受け取る配当への源泉税を9%から13%に引上げ
- ▶ 関税免除となるE-commerce取引金額を150 Euroに引上げ
- ▶ 物品税の引上げ
- ▶ 税源侵食や利益移転への規制強化策(CFCルールの導入など)
- ▶ 水資源税、森林開発税の引上げ

詳細はRussian Tax Brief October "Tax changes Planned in the Federal Budget for 2015-2017"をご参照ください。
([http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-rtb-october-2014-eng/\\$FILE/EY-rtb-october-2014-eng.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-rtb-october-2014-eng/$FILE/EY-rtb-october-2014-eng.pdf))

2. 2015年1月からの社会保険料の引上法案について

2015年1月よりロシアで従業員を雇用した場合に、雇用者の積立てが義務付けられている社会保険料を引き上げる法案が検討されています。

- ▶ 医療保険料は、所得上限が撤廃され、全所得に対して5.1%が課される予定
- ▶ 年金保険料は、所得上限が現行の62万4,000ルーブルから71万1,000ルーブルに引上げ予定
- ▶ 社会保険料は、所得上限が現行の62万4,000ルーブルから67万ルーブルに引上げ予定

(現行制度)

従業員一人当たりの年間所得	年金基金	社会保険基金	医療保険基金	合計
年間所得62万4,000ルーブルまで	22%	2.9%	5.1%	30%
62万4,000ルーブルを超えた部分の所得への料率	10%	0%	0%	10%

(2015年1月からの制度案)

従業員一人当たりの年間所得	年金基金	社会保険基金	医療保険基金	合計
年間所得67万0,000ルーブルまで	22%	2.9%	5.1%	30%
年間所得71万1,000ルーブルまで	22%	0%	5.1%	27.1%
71万1,000ルーブルを超えた部分の所得への料率	10%	0%	5.1%	15.1%

詳細はHC Alert 10月16日号、

([http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-HC-Alert-16-October-2014-Eng/\\$FILE/EY-HC-Alert-16-October-2014-Eng.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-HC-Alert-16-October-2014-Eng/$FILE/EY-HC-Alert-16-October-2014-Eng.pdf))

HC Alert 10月29日号

([http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-HC-Alert-29-October-2014-Eng/\\$FILE/EY-HC-Alert-29-October-2014-Eng.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-HC-Alert-29-October-2014-Eng/$FILE/EY-HC-Alert-29-October-2014-Eng.pdf))をご参照ください。

3. 労働許可証取得に要請されるロシア語試験の状況

2015年1月以降、外国人が一般の労働許可証を取得する際、ロシア語・ロシアの歴史・法律の知識を問う試験に合格した旨の証明書が必要となります。試験はロシア国内外の指定教育機関で実施され、日本でも東京・大阪・札幌に会場が設置されます。
(http://www.fms.gov.ru/foreign_national/centry_test_ru/s/)

試験の詳細は教育機関のサイトにも掲載されています。
(<http://rustest.sci.pfu.edu.ru/>)

10月には試験の合格証明書の形式や、試験の実施要綱を規定した政令が施行されています。

2014年8月29日付 教育省令 N1154 (10月26日施行) 試験の合格証明書の形式を規定

2014年8月29日付 教育省令 N1156 (10月5日施行) 試験の実施要綱、各試験においてどのような知識が要請されるかを規定

4. 日系クライアント向けセミナーご案内

日時: 11月20(木) 14:30時～

場所: EY モスクワ事務所

使用言語: 英語・日本語

参加費: 無料

テーマ:

(1) 商法(Civil Code)の改正に伴う検討事項

- ▶ 法人の経営体制について新しいオプション
- ▶ 株主総会における決議事項
- ▶ 新しい会社の再編方法
- ▶ 会社の清算に関する詳細なプロセス

(2) 来年度からの税法変更法案と日系企業にとっての検討事項

- ▶ ロシア居住者の定義の変更
- ▶ 配当の送金に当たり納税代理人としての確認義務—実質的な所有者かどうかの判定

参加ご希望の方はメールをお送りください。

Lolakhon.Inogamdjanova@ru.ey.com

+7 (495) 755-9700 ext.4053

日本語でのお問合わせ先
Ernst & Young LLC Moscow

松本: Yuko.Fite@ru.ey.com
+7 (495) 755-9759

新庄: Wakako.Shinjo@ru.ey.com
+7 (495) 755-9700 ext.4004

ローラ: Lolakhon.Inogamdjanova@ru.ey.com
+7 (495) 755-9700 ext.4053

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

© 2014 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

<ご注意>

本資料では、各トピックにおける概要を一般情報としてまとめたものです。クライアントのロシア取引に際してのアドバイスではありませんので、このニュースの情報をもとに行われた取引について弊社では責任を負いません。各取引を行うにあたっては、事前に専門家のアドバイスを受けることをお勧めいたします。